

「電気機関車展示施設整備事業」における ED76 展示施設整備業務仕様書

1. 業務名

「電気機関車展示施設整備」における ED76 展示施設整備業務

2. 業務の目的

小樽市総合博物館に展示保存している電気機関車 ED76 形 509 号に有害物質が残留していることが判明しその除去のために解体処理が行われた。そして歴史的遺産を後世に伝えるべく一部(前頭部等)の車体を残し、その保存展示施設を整備することを目的とする。

3. 業務の背景

小樽市総合博物館は、北海道の鉄道発祥の地である手宮駅構内跡にあり、その施設の一部は重要文化財「旧手宮鉄道施設」として現存している。敷地内には蒸気・電気・ディーゼル機関車、客車、気動車、貨車、除雪車など北海道で活躍した鉄道車両が保存されている。

その中の電気機関車 2 両に有害物質 PCB とアスベストの残留が発見され、これらの除去処理のためには車両の解体が必要となった。作業後は前・後頭部と内部機器が除去された中間部、車輪、パンダグラフが残った。この電気機関車は ED75 形 501 号と ED76 形 509 号で ED75 は北海道の電化試験に合わせて 1 両だけ製造された試作車。ED76 は電化開業時の主力機関車として活躍、保存車両は道内で 2 両のみの貴重な産業遺産でもある。また道内国有鉄道の電化のはじまりは小樽～滝川間であり、その歴史を後世に伝えるために当館で保存展示していくことは北海道鉄道発祥の地小樽にふさわしい事業である。計画は令和 6 年度に ED76 の展示に取り組み、次年度以降に ED75 の展示作業を進める予定である。



ED76 の PCB・アスベスト撤去作業後の仮置状況

4. 契約（履行）期間

契約締結の日から令和 6 年 10 月 31 日（木）まで

5. 業務内容

電気機関車 ED76 形 509 号の前頭部を適切な場所に展示をするための補修と移動、そして保存のための環境（上屋の設置など）を整備する。

(1)対象物件について

物件名：電気機関車 ED76 形 509 号の前頭部

寸法：幅 2900 mm 高 4280 mm 奥 約 2800 mm（形式図は別途提供）

重量：約 6 t

(2)設置場所について

小樽市総合博物館 本館敷地内（小樽市手宮 1 丁目 3 番 6 号）

- ・設置場所は屋内外問わず博物館の雰囲気や損なわないようにすること。
- ・条件が整えば屋内展示室でも可。

(3)保存環境について

- ・小樽市総合博物館の場所は海が近く、また降雪量も多いので塩害や雪害対策のために上屋などの建物を設置すること。（屋内展示の場合はこの限りでない）
- ・軽微な補修やメンテナンスが可能な周辺整備を提案すること。
- ・部品等の盗難防止について考慮すること。

(4)車両展示について

- ・外観については来館者にとって良好な状態の仕上げにすること。
- ・切断面の安全について対策をすること。（写真①②）
- ・運転室の補修と公開は、常時公開、限定公開、公開なし、いずれかを問わないが展示案と補修についての検討をすること。（写真③④）
- ・スノープラウ（除雪装置）についての取付可否についても検討すること。（写真⑤）



写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤

(5) 解説パネルについて

- ・当該車両に関する紹介パネルを作成すること。（文章については市から提供）

(6) 移動について

- ・構内図等は提供するが、移動経路については必ず実測して高さや幅の確認をして破損など周囲に影響を及ぼさないようにすること。

(7) 廃棄物処理について

- ・本業務によって発生した廃棄物及び仕様しなかった当該車両関連部品等については、適正に処分すること。

(8) その他、提案者による独創的な内容

例示として

- ・ SNS などの写真映えする演出展示
- ・ エンターテインメント性がある演出
- ・ 話題性のある独創的なキャッチフレーズ など

7. その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、適正かつ円滑に施行するため、事業者は市と常に密に連絡を取り、相互に理解し作業を進めること。
- (2) 本業務実施に当たり、展示内容、キャプションの設置、そのほかデザインなどの詳細、及び必要な事項について、事業者は事前に市と十分に協議すること。
- (3) 事業者が本業務を実施するに当たり、本仕様書に記載のないものであっても、社会通念上当然と認められる事項については、事業者の責任において行うものとする。
- (4) 事業者は、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守し、業務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはいけない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務で制作する一切の著作物の著作権等の権利は、市に帰属するものとする。